

3-3 初期点検

3-3-1 点検内容

初期点検は、構造物の完成後の初期状況を把握することを目的として供用前に行う点検である。

3-3-2 点検方法

初期点検時は、遠望目視点検により発生する変状の位置や種類を把握したうえで、変状の発生しやすい要注意箇所に対して高所作業車等を用いて近接目視・打音検査を実施する。

濁音を発するうき、はく離があると判断された箇所は、応急措置としてハンマーを用いてできる限り叩き落としを行い撤去する。撤去作業に用いるハンマーは、変状や作業効率等を考慮して適切なものを使用する。

初期点検における打音範囲は、トンネル全延長に対して、近接目視のみならず覆工表面を全面的に打音検査することを基本とする。

3-3-3 実施体制

初期点検の体制は、点検員、点検補助員及び交通整理員により実施するものとする。なお、点検員は、既設トンネルの調査・点検の経験を有するコンサルタントまたは施工業者の技術者で、以下に示すいずれかの実務経験を有する者とする。

- (1) 大学卒業後、5年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの
- (2) 短大・高専卒業後、8年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの
- (3) 高校卒業後、11年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの
- (4) 前項(1)～(3)と同等以上の能力を有するもの

3-3-4 点検箇所と変状の種類

初期点検の点検箇所と変状の種類は、定期点検（3-2-5）に準ずるものとする。

3-3-5 点検時期

初期点検の時期は、構造物の完成後供用を開始するまでに行うものとする。

3-3-6 判定

初期点検の判定は、定期点検（3-2-10）に準ずるものとする。

3-3-7 点検器具

初期点検の点検器具は、定期点検（3-2-1 2）に準ずるものとする。

3-3-8 写真の撮影及び仕様

初期点検の写真撮影及び仕様は、定期点検（3-2-1 3）に準ずるものとする。

3-3-9 点検の記録

初期点検の記録は、定期点検（3-2-1 4）に準ずるものとする。

3-4 異常時点検

3-4-1 点検内容

異常時点検は、日常点検等により異常が発見された場合、変状をより詳細に把握するため、必要箇所に対して行う点検である。

3-4-2 点検方法

異常時点検の方法は、徒歩による遠望目視点検を基本とするが、必要に応じ高所作業車等を用いて構造物に近接し、近接目視と打音検査を行うものとする。

3-4-3 実施体制

異常時点検の実施体制は、定期点検（3-2-3）に準ずるものとする。

3-4-4 点検箇所と変状の種類

異常時点検の点検箇所は、日常点検にて異常が発見された変状箇所及びその周辺とする。
異常時点検の対象となる変状の種類は、定期点検（3-2-5）に準ずるものとする。

3-4-5 点検時期

異常時点検の時期は、日常点検により異常が発見された際に行うものとする。

3-4-6 判定

異常時点検の判定は、定期点検（3-2-10）に準ずるものとする。

3-4-7 点検器具

異常時点検の点検器具は、定期点検（3-2-12）に準ずるものとする。

3-4-8 写真の撮影及び仕様

異常時点検の写真撮影及び仕様は、定期点検（3-2-13）に準ずるものとする。

3-4-9 点検の記録

異常時点検の記録は、定期点検（3-2-14）に準ずるものとする。

3-5 臨時点検

3-5-1 点検内容

臨時点検は、地震、集中豪雨およびトンネル内事故が発生した場合、主にトンネルの安全性を確認するために行う点検である。

3-5-2 点検方法

臨時点検の方法は、徒歩による遠望目視点検を基本とするが、必要に応じ高所作業車等を用いて構造物に近接し、近接目視と打音検査を行うものとする。

3-5-3 実施体制

異常時点検の実施体制は、点検員、点検補助員及び交通整理員により実施するものとする。なお、点検員は、道路監理員または既設トンネルの調査・点検の経験を有するコンサルタントの技術者で、以下に示すいずれかの実務経験を有する者とする。

- (1) 大学卒業後、5年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの
- (2) 短大・高専卒業後、8年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの
- (3) 高校卒業後、11年以上のトンネルに関する実務経験を有するもの
- (4) 前項(1)～(3)と同等以上の能力を有するもの

3-5-4 点検箇所と変状の種類

臨時点検は、自然災害やトンネル内事故により、トンネル本体工や附属施設の異常の発生を把握するものであり、利用者の安全性やトンネルの構造安定性に大きな影響を及ぼす変状・損傷が点検の対象となる。点検項目は下記の8項目とするが、これ以外に交通や構造に影響する事象が発見された場合は、調書に記載するものとする。

- ① トンネル内に噴砂・噴泥はないか。
- ② トンネル内に異常な出水や濁水の発生はないか。
- ③ トンネル内で異様な音（きしみ音、地鳴り等）はしないか。
- ④ 覆工コンクリートに特殊なひび割れ（同心円状・段差等）、著しいはく落等は生じていないか。
- ⑤ 路面に落下物（取付金具、コンクリート片等）はないか。
- ⑥ 路面に大きなひび割れ、隆起沈降、異常な滞水等はないか。
- ⑦ 附属施設に脱落や破損、変形等は生じていないか。
- ⑧ トンネル坑口部及び坑内内空断面に明らかな変形等の異常は見られないか。

3-5-5 点検時期

臨時点検の時期は、地震、集中豪雨等の自然災害およびトンネル内事故災害等が発生した際に実施するものとする。

3-5-6 点検器具

臨時点検の点検器具は、定期点検（3-2-12）に準ずるものとする。

3-5-7 写真の撮影及び仕様

臨時点検の写真撮影及び仕様は、定期点検（3-2-13）に準ずるものとする。

3-5-8 点検の記録

臨時点検の結果は、臨時点検チェックシートに記録するとともに、新たな変状が確認された場合はトンネルカルテ様式6、8、9、10、12を更新するものとする。

岐阜県施設台帳管理システムへの登録については、定期点検（3-2-14）に準ずるものとする。